

政務活動費の報告

政務活動費とは、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として交付されるもので、高山市議会では議会における会派（無会派の場合は個人）に対して、所属議員数に20万円を乗じた額が1年間の交付限度額として交付されます。なお、高山市議会は前もって交付するのではなく、後払い（精算払い）制を採用しています。

令和5年度 政務活動費交付実績

(単位:円)

項目	新政 たかやま	創政・改革 クラブ	未来	日本共産党 高山市議団	みんなで 未来を つくる会	無会派 (片野議員)	議長 (水門議員)
調査研究費	1,331,326	39,588	74,091	0	178,813	37,047	140,932
研修費	258,068	327,852	274,612	16,856	6,376	144,366	17,000
資料作成費	213,419	32,560	0	0	0	0	5,599
資料購入費	0	0	0	0	72,988	0	0
合計	1,802,813	400,000	348,703	16,856	258,177	181,413	163,531
所属議員数	11名	2名	2人	2人	2人	1人	1人
(参考) 一人当り交付額	163,892	200,000	174,351	8,428	129,088	181,413	163,531

※高山市議会公明党、無会派(小井戸議員)は、政務活動費の支給はありませんでした。

調査研究費：会派等が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
 研修費：会派等が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
 資料作成費：会派等が行う市政に関する調査研究に必要な資料の作成に要する経費
 資料購入費：会派等が行う市政に関する調査研究に必要な図書、資料等の購入に要する経費

市議会ホームページでは、政務活動費の領収書の写し、政務活動費で行った視察・研修報告書を公開しています。
 政務活動費の領収書等は、議会事務局で閲覧できます。

市議会ホームページ
政務活動費へ



議会閉会中の委員会活動

高山市議会では、毎月、総務環境委員会、福祉文教委員会、産業建設委員会の3つの常任委員会等を開催し、市の重要事項について執行部から協議・報告等を受け議論を行うとともに、市政に関する調査研究活動を行っています。

常任委員会の協議・報告事項 (4月～6月)

●福祉文教委員会●

4月22日 協議事項 丹生川地域の医療体制について

●産業建設委員会●

4月23日 協議事項 観光振興に係る新たな財源の導入について

協議事項 高山市地域公共交通計画の策定について

5月20日 報告事項 車両流入抑制対策に係る実証実験の実施について

自治基本条例等及び総合計画に関する特別委員会

5月27日 協議事項 第九次総合計画の基本理念、都市像等について